

環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる 発電設備設置等の事業の実施について

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第52条第2項による環境影響評価手続の適用除外の対象となる、東日本大震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給量を補うために、東京電力が、当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置等の事業は、以下のように行われることとする旨、平成23年4月4日付で経済産業省、環境省両省において確認しました。

（1）適用除外の対象となる事業の範囲

適用除外の対象となる事業の範囲は、東日本大震災の影響により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給力を補うために、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）が、当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置等の事業（以下「災害復旧のための発電設備設置事業」という。）であって、以下の要件をいずれも満たすものとして復旧計画（同社の防災業務計画に基づき、東日本大震災に関して定められる復旧計画をいい、以下単に「復旧計画」という。）に定められるものとする。

① 発電設備の設置場所に関する要件

東京電力の供給区域内に従来から存在する同社の発電所の敷地内で行われる事業

② 事業実施期間に関する要件

東日本大震災の発生の日から3年程度以内に発電設備の供用を開始する予定の事業として、同日から1年以内に東京電力の定める復旧計画に定められる事業

なお、地震の発生の日の時点において、環境影響評価の手続中であった事業についても、上記の要件を満たす限りにおいては、適用除外の対象となる事業の範囲に含まれる。

（2）復旧計画の策定

東京電力が復旧計画を策定するに当たっては、実施しようとする災害復旧のための発電設備設置事業のうち、環境影響評価法の第二種事業又は対象事業に当たるものの内容（設置する発電設備の原動力の種類、出力、配置計画の概要等）を明らかにすることとする。実施しようとする災害復旧のための発電設備設置事業の内容に変更・追加が生じた場合には、その都度、復旧計画を改定することとする。

（3）災害復旧のための発電設備設置事業の実施に当たって講じられるべき措置

防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについて適用除外にするという法第52条第2項の規定の趣旨に鑑みれば、適用除外の対象となる事業であっても、法の趣旨に則った可能な限りの措置が講じられるべきであることから、経済産業省は、東京電力に対し、災害復旧のための発電設備設置事業の実施に当たって以下の措置が講じられるよう、指導することとする。

① 復旧計画の送付、公表等

東京電力は、復旧計画を策定又は改定したときは、同計画中の災害復旧のための発電設備設置事業に係る部分を公表するとともに、経済産業大臣及び関係地方公共団体の長に対し送付する。また、経済産業大臣は、当該計画の送付を受けたときは、環境大臣に

当該計画の写しを速やかに送付する。

② 環境影響を最小化するための配慮

東京電力は、当該事業の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の発電設備の供用に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について可能な限り詳細な予測を行った上で、当該事業による環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行う。

③ 関係地方公共団体・住民に対する説明等

東京電力は、事業の実施前に（災害復旧の観点から、事業着手の緊急性が著しく高い場合については、事業開始後速やかに）事業の内容、発電設備の供用方法の方針、予測される環境影響、講ずる予定の環境保全措置等について、関係地方公共団体及びその地域の住民に対する説明及び意見聴取等を行うことにより、当該事業に関して関係地方公共団体及び住民からの理解が最大限得られるよう努める。

④ 事業実施中及び供用開始後に実施する環境保全措置

東京電力は、事業の実施中及び供用開始後においては、その環境影響について継続的に調査を行うとともにその調査結果を公表することとする。また、調査の結果、環境影響を低減させるための措置を講ずる必要があると考えられる場合には、一日における供用時間を短縮する等、然るべき措置を講ずる。

⑤ 東京電力の電力系統全体から発生する環境影響を低減させるための措置

災害復旧のための発電設備設置事業に一定の進展が見られた場合には、東京電力は、環境影響のより大きな発電設備から優先的に運転を停止する等の措置を講じることにより、同社の電力系統全体から発生する環境影響が、東日本大震災発生前の水準まで、可能な限り速やかに低減するよう努める。

⑥ 環境保全措置の公表

東京電力は、④又は⑤に基づく環境保全措置を講じた場合には、講じた措置の内容に関する積極的な公表を行うことにより、関係地方公共団体及び住民の理解の醸成に努める。

環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる 発電設備設置等の事業の実施について

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第52条第2項による環境影響評価手続の適用除外の対象となる、東日本大震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給量を補うために、東北電力が、当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置等の事業は、以下のように行われることとする旨、平成23年4月15日付で経済産業省、環境省両省において確認しました。

（1）適用除外の対象となる事業の範囲

適用除外の対象となる事業の範囲は、東日本大震災の影響により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給力を補うために、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）が、当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置等の事業（以下「災害復旧のための発電設備設置事業」という。）であって、以下の要件をいずれも満たすものとして復旧計画（同社の防災業務計画に基づき、東日本大震災に関して定められる復旧計画をいい、以下単に「復旧計画」という。）に定められるものとする。

① 発電設備の設置場所に関する要件

東北電力の供給区域内に従来から存在する同社の発電所の敷地内で行われる事業

② 事業実施期間に関する要件

東日本大震災の発生の日から3年程度以内に発電設備の供用を開始する予定の事業として、同日から1年以内に東北電力の定める復旧計画に定められる事業

なお、地震の発生の日時点において、環境影響評価の手続中であった事業についても、上記の要件を満たす限りにおいては、適用除外の対象となる事業の範囲に含まれる。

（2）復旧計画の策定

東北電力が復旧計画を策定するに当たっては、実施しようとする災害復旧のための発電設備設置事業のうち、環境影響評価法の第二種事業又は対象事業に当たるものの内容（設置する発電設備の原動力の種類、出力、配置計画の概要等）を明らかにすることとする。実施しようとする災害復旧のための発電設備設置事業の内容に変更・追加が生じた場合には、その都度、復旧計画を改定することとする。

（3）災害復旧のための発電設備設置事業の実施に当たって講じられるべき措置

防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについて適用除外にするという法第52条第2項の規定の趣旨に鑑みれば、適用除外の対象となる事業であっても、法の趣旨に則った可能な限りの措置が講じられるべきであることから、経済産業省は、東北電力に対し、災害復旧のための発電設備設置事業の実施に当たって以下の措置が講じられるよう、指導することとする。

① 復旧計画の送付、公表等

東北電力は、復旧計画を策定又は改定したときは、同計画中の災害復旧のための発電設備設置事業に係る部分を公表するとともに、経済産業大臣及び関係地方公共団体の長に対し送付する。また、経済産業大臣は、当該計画の送付を受けたときは、環境大臣に

当該計画の写しを速やかに送付する。

② 環境影響を最小化するための配慮

東北電力は、当該事業の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の発電設備の供用に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について可能な限り詳細な予測を行った上で、当該事業による環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行う。

③ 関係地方公共団体・住民に対する説明等

東北電力は、事業の実施前に（災害復旧の観点から、事業着手の緊急性が著しく高い場合については、事業開始後速やかに）事業の内容、発電設備の供用方法の方針、予測される環境影響、講ずる予定の環境保全措置等について、関係地方公共団体及びその地域の住民に対する説明及び意見聴取等を行うことにより、当該事業に関して関係地方公共団体及び住民からの理解が最大限得られるよう努める。

④ 事業実施中及び供用開始後に実施する環境保全措置

東北電力は、事業の実施中及び供用開始後においては、その環境影響について継続的に調査を行うとともにその調査結果を公表することとする。また、調査の結果、環境影響を低減させるための措置を講ずる必要があると考えられる場合には、一日における供用時間を短縮する等、然るべき措置を講ずる。

⑤ 東北電力の電力系統全体から発生する環境影響を低減させるための措置

災害復旧のための発電設備設置事業に一定の進展が見られた場合には、東北電力は、環境影響のより大きな発電設備から優先的に運転を停止する等の措置を講じることにより、同社の電力系統全体から発生する環境影響が、東日本大震災発生前の水準まで、可能な限り速やかに低減するよう努める。

⑥ 環境保全措置の公表

東北電力は、④又は⑤に基づく環境保全措置を講じた場合には、講じた措置の内容に関する積極的な公表を行うことにより、関係地方公共団体及び住民の理解の醸成に努める。

【参照条文】

○ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）

（適用除外等）

第52条（略）

2 第2章から第7章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

○ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（災害復旧の実施責任）

第87条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

※指定公共機関

○ 東京電力は、指定公共機関に指定されている（昭和37年総理府告示第26号）。

（参考）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）（抄）

第2条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第8条の2 政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

東日本大震災における発電設備に関する復旧計画

- 被災を受けた火力発電設備の早期復旧
津波等の影響を受けた太平洋沿岸の鹿島火力1～6号機、常陸那珂火力1号機、広野火力1～5号機等損傷を受けた火力発電設備については、今春から今夏の供給力となるよう復旧を目指す。
復旧にあたっては、出来るだけ早期の発電開始を目指し、各方面の協力のもと一丸となって進める。
- 火力発電所等の敷地内における火力発電設備の新規設置
今夏の電源あるいは今冬、来夏の電源に加えて、震災の発生日以降3年程度以内に供用開始出来る電源として、火力発電所構内にガスタービン等の新規電源の設置を進める。
- 環境影響評価手続中の事業計画の災害復旧事業への位置付け
環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を実施中である事業計画についても、災害復旧事業に位置付け3年程度以内の供給力となるよう建設着工を目指す。
建設工事にあたっては、出来るだけ早期の発電開始を目指し、各方面の協力のもと一丸となって進める。
- 上記3項を進めるにあたっては、送電、変電、燃料調達等と一体となり、円滑かつ迅速な運転開始を目指す。
また、具体的な地点等については別添のとおりとし、今後復旧計画を変更・追加する場合には、その都度公表することとする。
- 環境影響評価法第52条第2項の規定に基づく環境影響評価手続の適用除外の対象となる発電設備の設置等の事業の実施にあたっては、発電復旧の実施について*の内容を適切に実行する。
*環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる発電設備設置等の事業の実施について（平成23年4月4日、経済産業省・環境省）

以上

別 添

供給力確保に向けた緊急設置電源

設置場所	定格出力	運転開始	公表日
姉崎火力発電所	約0.6万kW (0.14万kW×4台)	平成23年4月予定	平成23年4月15日
袖ヶ浦火力発電所	約11万kW (0.11万kW×102台)	平成23年7月予定	平成23年4月15日
千葉火力発電所	約100万kW (33.4万kW×3台)	1台目：平成23年8月予定 2台目：平成23年8月予定 3台目：平成24年夏	平成23年4月15日
大井火力発電所	約21万kW (12.8万kW×1台) (8.1万kW×1台)	平成23年7月予定	平成23年4月21日
川崎火力発電所	約13万kW (12.8万kW×1台)	平成23年8月予定	平成23年4月22日
横須賀火力発電所	約33万kW (2.63万kW×7台) (2.53万kW×3台) (2.32万kW×3台)	平成23年6月から7月にかけて順次運転開始予定	平成23年5月6日
常陸那珂火力発電所	約25万kW (2.57万kW×2台) (0.15万kW×64台) (0.103万kW×26台) (0.085万kW×93台)	平成23年7月予定	平成23年5月16日

東日本大震災における発電設備に関する復旧計画

- 被害を受けた火力発電設備の早期復旧

津波等の影響を受け損傷を受けた太平洋沿岸の火力発電所のうち，仙台火力4号機，新仙台火力1，2号機については，来夏の供給力となるよう復旧を目指す。

復旧にあたっては，出来るだけ早期の発電開始を目指し，各方面の協力のもと一丸となって進める。

なお，原町火力1，2号機については，原子力災害対策特別措置法に基づく緊急時避難準備区域にあり，詳細な現地調査が進んでいないことから，現時点で，復旧時期は未定である。
- 火力発電所等の敷地内における火力発電設備（ガスタービン等）の新規設置

今夏の電源あるいは今冬，来夏の電源に加えて，震災の発生日以降3年程度以内に供用開始出来る電源として，火力発電所構内にガスタービン等の新規電源の設置を進める。
- 上記2項を進めるにあたっては，送電，変電，燃料調達等と一体となり，円滑かつ迅速な運転開始を目指す。
- 環境影響評価法第52条第2項の規定に基づく環境影響評価手続の適用除外の対象となる発電設備の設置等の事業の実施に当たっては，発電復旧の実施について の内容を適切に履行する。

環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる発電設備設置等の事業の実施について（平成23年4月15日，経済産業省・環境省）

以 上

別 添

供給力確保に向けた緊急設置電源

設置場所	定格出力	運転開始	公表日
東新潟火力発電所	5.38 万 kW (2.69 万 kW × 2 台)	平成 23 年 8 月 予定	平成 23 年 5 月 13 日
新潟火力発電所	3.4 万 kW (3.4 万 kW × 1 台)	平成 24 年 1 月 予定	平成 23 年 5 月 17 日
東新潟火力発電所	33.9 万 kW (33.9 万 kW × 1 台)	平成 24 年 7 月 予定	平成 23 年 5 月 17 日
八戸火力発電所	27.4 万 kW (27.4 万 kW × 1 台)	平成 24 年 7 月 予定	平成 23 年 5 月 20 日

2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標

(1) 今夏の供給力の見通し

- 東京電力及び東北電力管内の供給力については、被災した火力発電所の復旧、長期停止火力発電所の立上げ、ガスタービン等緊急設置電源の導入、自家用発電設備からの電力購入の拡大、揚水発電の活用等の取組により、積み増しを図ってきた。
- これにより、「骨格」で目指すこととされた、東京電力管内で 500 万 kW 程度、東北電力管内で 50 万 kW 程度の積み増しを超える供給力を確保できる見通しとなった。
- さらに、このような供給力をそれぞれ積み上げた上で、被災地を多く抱える東北地方の状況を考慮して、東京電力から東北電力に最大限の電力の融通を行うこととした。
- この結果、今夏の供給力の見通しは、東京電力で 5,380 万 kW（7 月末）、東北電力で 1,370 万 kW（8 月末）となり、最低限必要な需要抑制率は、東京電力で▲10.3%、東北電力で▲7.4%となる。（参考参照）

<最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較>

	東京電力管内	東北電力管内
想定需要（抑制基準）	6,000 万 kW	1,480 万 kW
供給力見通し（融通後）	5,380 万 kW	1,370 万 kW
必要な需要抑制率	▲10.3%	▲7.4%

（注）需要抑制目標は、基準となる想定需要からの抑制比率という形で設定。基準としては、東京電力では 6,000 万 kW、東北電力では 1,480 万 kW という昨年並みのピークを想定した需要使用。